

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:肝付町

1.全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.8%
全職員	60.7%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	97.3%
課長補佐相当職	105.6%
係長相当職	70.8%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.3%
31～35年	97.0%
26～30年	81.9%
21～25年	95.0%
16～20年	83.5%
11～15年	96.5%
6～10年	92.6%
1～5年	105.7%

【説明欄】

- ・医師については、他の職と比べて給与水準が大きく異なることから、上記集計からは除外している。
- ・男女の給与差の発生する要因として、扶養手当が世帯主となっている男性に支給される場合が多く、受給者に占める男性の割合は、87.3%である。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。